平成２５年（フ）第５１８号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地９街区５棟409号
債務者　落合　弘子
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２５５号
岡山県総社市三輪989番地総社南ソレイユ108
債務者　髙木　理恵
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２０７６号
札幌市北区屯田９条８丁目３番３号　ディライトＤ―102号
債務者　牧野　英樹
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０９２号
札幌市厚別区厚別中央５条３丁目１番５―505号
債務者　玉谷　　公
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３５号
札幌市白石区南郷通２丁目南11番28号　カルチャ松本203号
債務者　巖城ひとみ
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１３９号
札幌市手稲区金山１条３丁目12番51号
債務者　鈴木　竜二
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２１６３号
北海道恵庭市相生町127番地１　ノースジアース恵庭201号
債務者　和久野義治
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０９号
青森県十和田市西十四番町16番16号
債務者　宮澤　宏希
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第３９６号
神奈川県座間市ひばりが丘２丁目41番１―114号　エステ・スクエア南林間
債務者　畠山　　優
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３９８号
相模原市南区麻溝台７丁目25番22―204号
債務者　三牧　重幸
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０５号
相模原市中央区東淵野辺１丁目11番３号
債務者　窪田　　弘
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４０９号
相模原市南区旭町６番31号　相模大野コーポフロンティアⅡ301
債務者　金城　由美
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４１５号
相模原市中央区水郷田名４丁目３番11号
債務者　坂本　正弘
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第１０４６号
大阪府羽曳野市伊賀２丁目17番１―205号、前住所堺市北区百舌鳥赤畑町５丁609番地４
債務者　松岡　　巧
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０８１号
大阪府大阪狭山市大野台６丁目14番５号
債務者　浅野　耕司
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１１１８号
堺市西区草部203番地30、前住所堺市西区北条町１丁37番６号
債務者　中平　　昇
1　決定年月日時　平成25年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
広島県安芸高田市吉田町竹原967番地
債務者　吉本　清二
1　決定年月日時　平成25年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２５年（フ）第３６号
群馬県沼田市恩田町524番地
債務者　中村　正希
1　決定年月日時　平成25年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係